

鹿児島相互信用金庫

女性活躍推進法、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する

1.計画期間: 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2.目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会提供に関する目標）

計画期間中、女性が一段階上の役職へ昇進する数を25人とする。

令和3年 4月～ 昇進・昇格制度の周知

令和3年 5月～ 昇進・昇格基準となる検定試験及び通信講座の案内開始

令和3年 5月～ 総合職への転換受付

※上記取組を毎年随時実施

目標2（職業生活と家庭生活との両立及び、次世代育成支援対策法に基づく目標）

計画期間中、連続休暇取得率の平均を91%とする。

※連続休暇＝営業日5日間を連続して休暇したもの

令和3年 4月～ 連続休暇取得に対する周知及び取得計画表の作成

令和3年 4月～ 勤怠登録での取得状況登録確認

<四半期毎> 役員出席会議での取得状況発表

<随 時> 取得状況の確認を行なう

※上記取組を毎年実施